

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第10号

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第4⁽²³⁾の項中「8歳」を「9歳」に改め、同表⁽²⁷⁾の項中「公益財団法人骨髄移植推進財団が実施する」を「別に定める」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)